古紙分別図鑑（ごみ収集許可業者編）

○分別に手間をかけられない、古紙を保管しておく場所がない、発生量が少ない場合に適した出し方です。
○少量の金属やプラスチック、リサイクルできない紙が入っていても施設で分別されます。

監修：福岡市一般廃棄物リサイクルセンター㈱

※ここに例示のない古紙については、現在取引のあるごみ収集許可業者にお問い合わせください。

保存版

同じ袋にまとめて出せます。

段ボール　新聞紙　牛乳パック（洗ってください）　名刺　ふせん紙　メモ用紙　伝票類　シュレッダーくず　書籍　ノート

パンフレット・カタログ　辞書・辞典　地図帳・電話帳　チラシ類　コピー用紙　模造紙　便箋　インクジェット紙　コピー防止用紙（登記簿等）　はがき　フリーペーパー

包装紙　お菓子の箱　その他紙製空き箱　トイレットペーパーなどの紙芯　割りばしの紙袋　チケット（磁気なし）　紙製コースター　値札などの紙製タグ　卵などの紙パック（モールド）　画用紙　ポスター

ビニール・金具・プラスチック等は付いたままでOKです。

窓付き封筒　フラットファイル　カレンダー　紙袋・ペーパーバッグ

ティッシュの箱　のし袋　パイプ式ファイル　ダイレクトメール

これらはリサイクルには不適物ですが、少量であれば混じっていても施設で選別します。

感熱紙　圧着はがき　カーボン紙ノンカーボン紙　箔押しされた紙　金紙・銀紙　和紙　アルミ加工された紙

写真（フィルムから印画されたもの）　青焼きされた紙　紙コップ　レシート　ビニールコーティングされた紙　たばこの箱（銀紙・ビニールが付いたもの）

燃えるごみとして処分するもの

※混じるとリサイクルに支障が出ます。

食品や油のついた紙　使用済みティッシュ　使用済み紙おむつ　においの付いた紙　弁当ガラ

古紙分別図鑑は環境局ホームページからダウンロードできます。

福岡市 分別ルール 変更　検索

発行元：福岡市環境局事業系ごみ減量推進課
電話番号：092-711-4836